

# 助成 住環境リフォーム工事にかかる 事業費用の一部を助成します

市では、地域経済の活性化と市民の生活環境の向上を図るため、市内に本社機能のある事業所や個人事業者を利用して、自宅のバリアフリー化、省エネ化、防災対策を含むリフォーム工事を行う場合に、工事費用の一部を助成します。また、リフォーム工事と一体的に下水道への接続工事を行う場合にも、工事費用の一部を助成します。

## 助成事業の概要

### 【助成対象者】

- ▼市内在住で、住民登録か外国人登録をしている人
- ▼同一世帯に属する全員が市税を滞納していない人

### 【助成対象住宅】

- ▼助成対象者または助成対象者の配偶者、もしくは1親等以内の親族が所有している住宅。
- ※店舗などの併用住宅は個人住宅部分のみ対象となります。

### 【助成対象となるリフォーム・助成金額】

- ▼市内に本社機能を有する法人、および個人事業者が施工する20万円（消費税を除く）以上の工事。
- ▼費用の10%以上がバリアフリーや省エネ、防災に対応していること。
- （費用が100万円以上の工事は、10万円以上）
- ▼リフォーム工事にかかる完了の検査が、平成24年2月29日までに終了するものに限りです。
- ▼費用の20%で、20万円を上限とします。
- ▼助成は同一住宅について1回までとし、同一助成対象者につき1回限り。

### 【受付開始日および受付場所】

- ▼受付開始日 5月9日（月）から
- ▼受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時
- ▼受付場所 市役所中田庁舎

### ▼住宅リフォーム助成

- 500件
- ▼下水道接続助成 200件

### 【問い合わせ】

- 住宅リフォーム助成 建設部 建築住宅課 ☎0220(34)2316
- 下水道接続助成 建設部 下水道課 ☎0220(34)2359
- ※申請書は各総合支所窓口および、市ホームページからダウンロードできます。

### ◁主な助成対象リフォーム一覧▷

一般リフォーム	既存住宅の床面積を増減させないリフォーム工事
	屋根のふき替え・塗装、外壁の張替え・塗装など
	部屋の間仕切り変更工事
	床、壁、窓、天井、外壁、改修工事
省エネ	ふすま紙・障子紙の張替え、畳の取替え
	浴室、台所、洗面室、トイレのリフォーム
	雨どいなどの取替え・修繕
防災	床、壁、窓、天井、外壁、断熱改修工事
	断熱サッシ・複層ガラスに取替え
	LED照明器具の新設、一般照明からの交換
バリア	手すり設置工事(階段、トイレ、浴室など)
	段差の解消、廊下幅の拡張工事
防災	防災カーテンの取替え、新設
	強化ガラスに替え
	建具のガラス飛散防止
	家具類の転倒防止措置工事
※物品の購入のみなど、内容によっては対象外になる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。	

### ◇リフォーム助成例

120万円のリフォーム費用の場合	
バリアフリー・省エネ・防災 10万円以上（費用が100万円以上）	一般リフォーム部分 110万円
・助成対象額120万円×20%=24万円 ※上限20万円 助成額20万円	
56万円のリフォーム費用の場合	
バリアフリー・省エネ・防災 5万6千円以上（費用の10%以上）	一般リフォーム部分 50万4千円
・助成対象額56万円×20%=11万2千円 助成額11万2千円	

対象外	車庫、物置、倉庫などの工事・住宅の解体工事
	店舗、工場、事務所などのリフォーム
	門扉、ブロック塀、舗装などの外構工事
	植樹、剪定などの植栽工事・浄化槽工事
	住宅太陽光発電システムの設置工事
	電話、インターネット配線工事
	シロアリ駆除、その他消毒などの薬剤散布・塗布
	ハウスクリーニング、排水管清掃など
	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事

## 平成23年度

# 「協働のまちづくり地域交付金制度」の 事業を募集します

「地域」のこころを「地域」で話し合い 「地域」で実践する活動を支援します

### 1 交付金制度の概要

協働のまちづくりを進めるとともに、地域住民の創意と工夫による自主的な地域活動を支援し、住み良い地域をつくるため「協働のまちづくり地域交付金制度」の平成23年度事業を募集します。

### 2 事業の内容

地域づくりを目的とした活動で次の取り組みイメージに該当する、公益的な活動に対して支援します。

### 取組事業のイメージ



### ① 地域の課題解決に向けた主体的な取り組み

- ② 地域の人やモノなどの素材を生かした取り組み
- ③ 身近な公共サービスの創造や提供する取り組み
- ④ 地域の伝統・文化を継承する取り組み
- ⑤ 団体同士の連携や協働の取り組み
- ⑥ 地域住民の声を集約して皆で実践する取り組み

### 3 事業費

各総合支所ごとに100万円 ※予算の範囲内で交付金を交付します。

### 4 申請方法

各総合支所に備え付けてある事業申請書に記入の上、各総合支所の地域生活課まで提出してください。また、記入方法や事業内容・申込方法については、事前に総合支所にご相談ください。

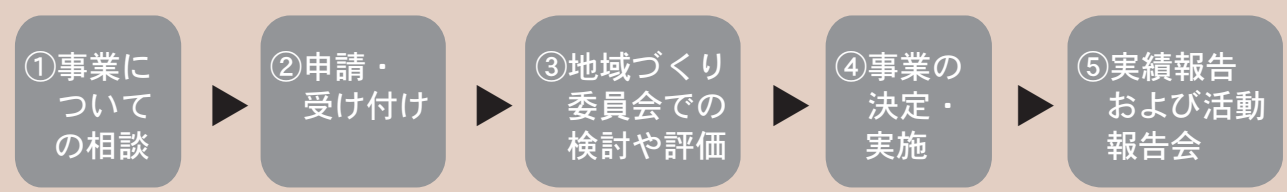
### 5 申込期限

5月20日（金）まで ※それ以降の申請については、各総合支所にお問い合わせください。

### 【問い合わせ】

各総合支所地域生活課

## 「協働のまちづくり地域交付金制度」申請から活動報告までの流れ



### 対象経費の主な例（団体の運営経費・人件費などは対象とはなりません）

事業区分	対象となる経費	対象とならない経費
人件費	講師などへの謝金	会員や参加者の謝礼（旅費、日当含む）
需要費	消耗品、印刷製本費など	飲食費、事務所の光熱水費など
委託料	事業の一部委託費（団体が実施困難なものに限る）	事業の一括委託費
借り上げ料	会場使用料、レンタル機材などの借上料	会員所有の建物および家賃など
原材料費	木材などの材料購入費	